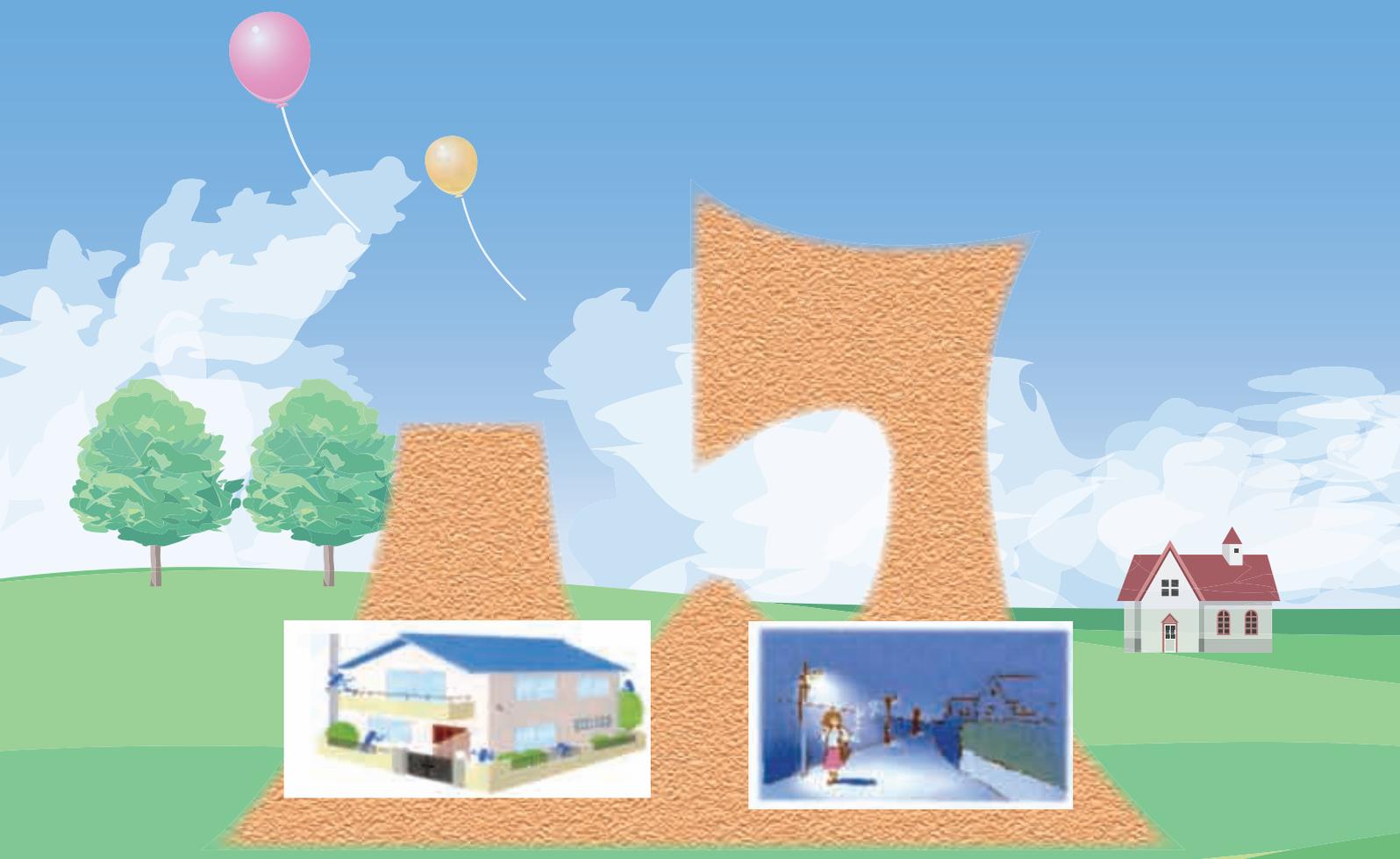


# みんなで作る安全・安心まちづくり のための防犯指針

「住宅」と「道路等 (道路、公園、駐車場)」における防犯対策



青 森 県

# は じ め に

全国的に子どもを狙った犯罪が相次いでいます。また、本県においては、道路上でのひったくりや住宅を対象とした侵入窃盗などが多発しており、県民の生活に大きな不安を与えています。

このようなことから、青森県では、犯罪のない社会の実現を目指し、平成18年4月に「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」を施行し、“自らの安全は自らが守る”、“地域の安全は地域で守る”という意識のもと、行政、警察、県民、事業者等が連携・協力して、犯罪の防止のための活動に取り組んでおります。

このパンフレットは、「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」の規定に基づく指針を紹介するとともに、特に、県民の皆さんが、生活における防犯対策を考える上で参考となる「住宅」、「駐車場」などについて、そのポイントをまとめています。

まず、一人ひとりが防犯意識を高め、そして、防犯の輪を地域へと広げましょう。

みんなで守り合い、犯罪者を寄せ付けない、安全で安心して暮らせる青森県をつくっていきましょう。

## 目 次

<b>1</b>	青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例と指針の概要	1
1	条例の概要	1
2	指針の概要	2
<b>2</b>	青森県における犯罪の発生状況（平成17年の状況）	3
1	青森県における犯罪の特徴	3
2	街頭犯罪・侵入犯罪の状況	4
3	住宅を対象とした侵入窃盗の状況	5
<b>3</b>	住宅における防犯対策	7
1	この指針における住宅とは	7
2	住宅の防犯を考える際のポイント ～「防犯環境設計」とは～	7
3	一戸建て住宅における配慮事項	8
4	共同住宅における配慮事項	11
<b>4</b>	道路等における防犯対策	14
1	道路における配慮事項	14
2	公園における配慮事項	15
3	自動車駐車場における配慮事項	16
<b>5</b>	資料編	
1	青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例	18
2	犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針	22
3	犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針	29

このパンフレットを作成するに当たって以下の資料、文献等を参考にしました。

### 《参考文献等》

- ・警察庁ホームページ 「住まいの防犯110番」 <http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/index.html>
- ・警視庁ホームページ 「空き巣の防犯対策」 <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/seian/ppiking/akisu.htm>
- ・(財)都市防犯研究センター 「住まいの防犯点検・防犯改修 JUSRI レポート第29号」
- ・青森県県土整備部 「防犯に配慮した環境設計に関するガイドライン」

## 1 条例の概要

### (1) 条例の基本理念（条例第3条）

犯罪のない安全・安心まちづくりの推進には、次に掲げる事項が重要です。

#### ① ひとづくり

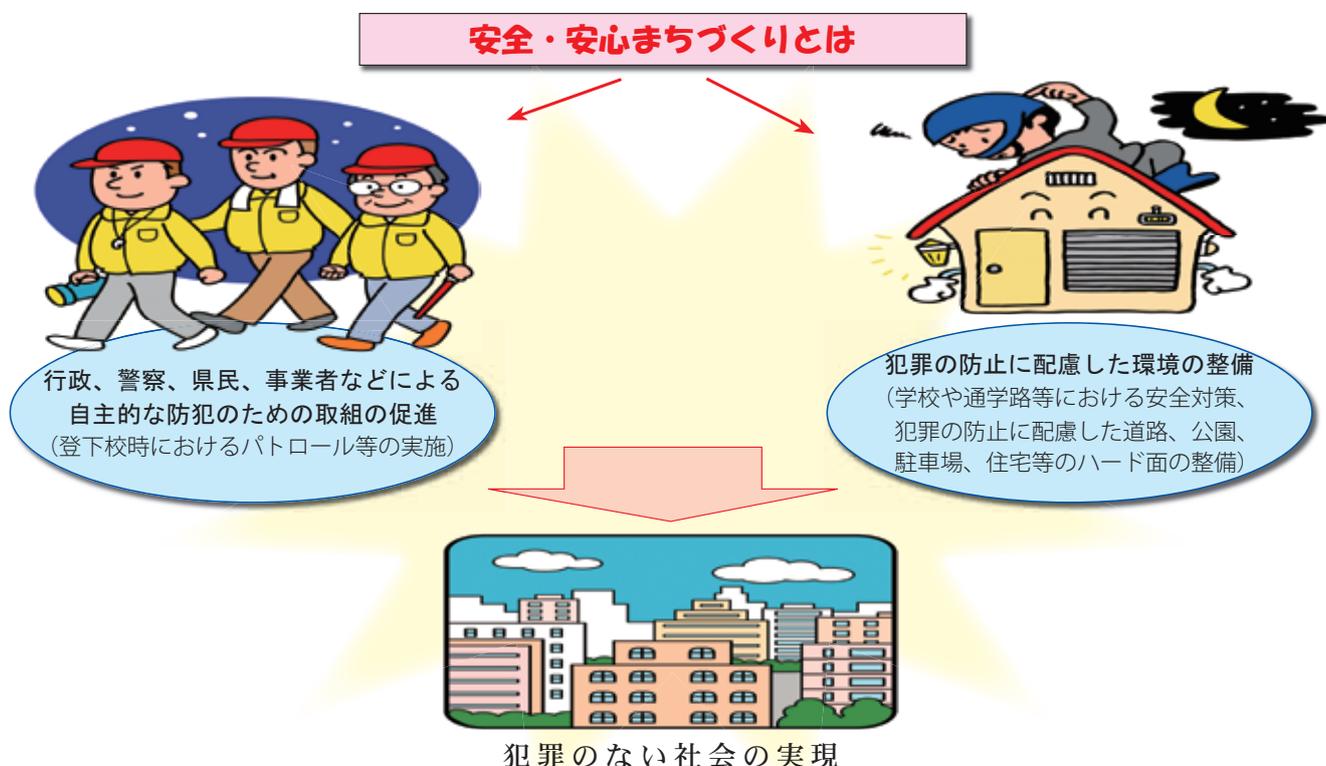
犯罪の防止の必要性に関する理解が深められるとともに、日常生活及び事業活動において、自らの安全は自らが守ると意識の高揚が図られること

#### ② まちづくり

県民等による犯罪の防止のための自主的な活動が展開されることにより、互いに守り合い、支え合う地域社会が形成されること

#### ③ ネットワークづくり

県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に、連携し、及び協力すること



### (2) 役割分担（条例第4条～第6条）

安全・安心まちづくりを推進するため、防犯の取組主体である、県、県民、事業者の責務を規定しています。

- 県の責務**…県は、基本理念にのっとり、安全・安心まちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する。
- 県民の責務**…県民は、基本理念にのっとり、施錠の励行等による日常生活における安全の確保その他の安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 事業者の責務**…事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における安全の確保及び地域社会の一員としての安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 2 指針の概要

### (1) 指針の性格

県が定める次の4つの指針は、防犯性の向上や児童等の安全を確保するうえで、配慮する方策や具体的手法を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではありません。

### (2) 指針の種類

#### ① 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準を示し、防犯性の高い住宅の整備・普及を促進することを目的としています。

- ・「住宅」とは、新築や改築の別を問わず、“一戸建て住宅”とアパート・マンション等の“共同住宅”をいいます。
- ・住宅の建築事業者や設計事業者等が指針の対象者となり、防犯性の高い住宅を普及させることとなります。

#### ② 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準を示し、防犯性の高い道路等の整備・普及を促進することを目的としています。

- ・「道路等」とは、道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場をいいます。
- ・道路等の設置者や管理者が対象となり、防犯性の高い道路等を普及させることとなります。

#### ③ 学校等における児童等の安全の確保に関する指針

学校の設置者や管理者に対し、学校安全に係る基本的方策を示し、児童等の安全の確保を図ることを目的としています。



#### ④ 通学路等における児童等の安全の確保に関する指針



学校の管理者、児童の保護者、地域住民、通学路等を管理する者等に対し、通学路等の安全に係る基本的方策を示し、児童等の安全の確保を図ることを目的としています。

### (3) 指針の見直しについて

社会情勢の変化や技術の進展を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととしています。

## 2 青森県における犯罪の発生状況（平成17年の状況）

### 1 青森県における犯罪の特徴

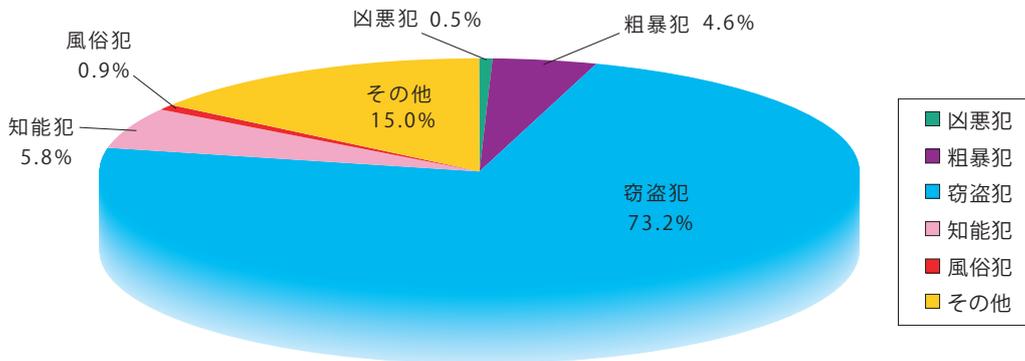
刑法犯を罪種別にみると、①殺人、強盗等の凶悪犯、②暴行、傷害、脅迫等の粗暴犯、③窃盗犯、④詐欺、横領等の知能犯、⑤強制わいせつ、賭博等の風俗犯、⑥その他の犯罪に大別されますが、**圧倒的に窃盗犯が多く**、平成17年の刑法犯認知件数のうち、**約73%**を占めています。

また、県民の身近に発生する犯罪である乗り物盗（自動車盗、オートバイ盗、自転車盗の3罪種）、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、ひったくり等の街頭犯罪や空き巣等の侵入犯罪が多く、刑法犯認知件数の約60%を占めています。

#### ※青森県の刑法犯認知件数の罪種別割合（平成17年中）

（単位：件、%）

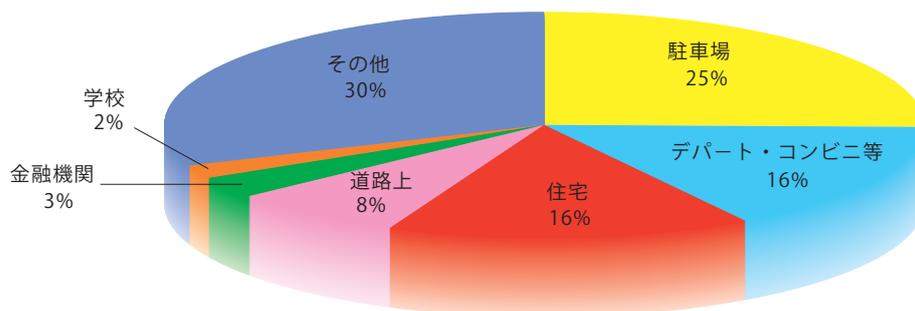
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他の刑法犯	計
認知件数 (割合)	71 (0.5%)	686 (4.6%)	10,809 (73.2%)	857 (5.8%)	135 (0.9%)	2,211 (15%)	14,769 (100%)



圧倒的に窃盗犯が多い。(約73%)

#### ※犯罪の発生状況を場所別にみた場合（平成17年中）

青森県における犯罪の発生状況を場所別にみた場合、最も多いのが、**駐車場における犯罪で約25%**を占め、次いで多いのが、住宅(16%)やデパート・コンビニ等(16%)、そして道路上(8%)という状況になっています。



発生場所では、駐車場、住宅、デパート・コンビニ等が多い。  
そのうち、駐車場では、自動車盗、車上ねらい、部品ねらいが多い。

## 2 街頭犯罪・侵入犯罪の状況

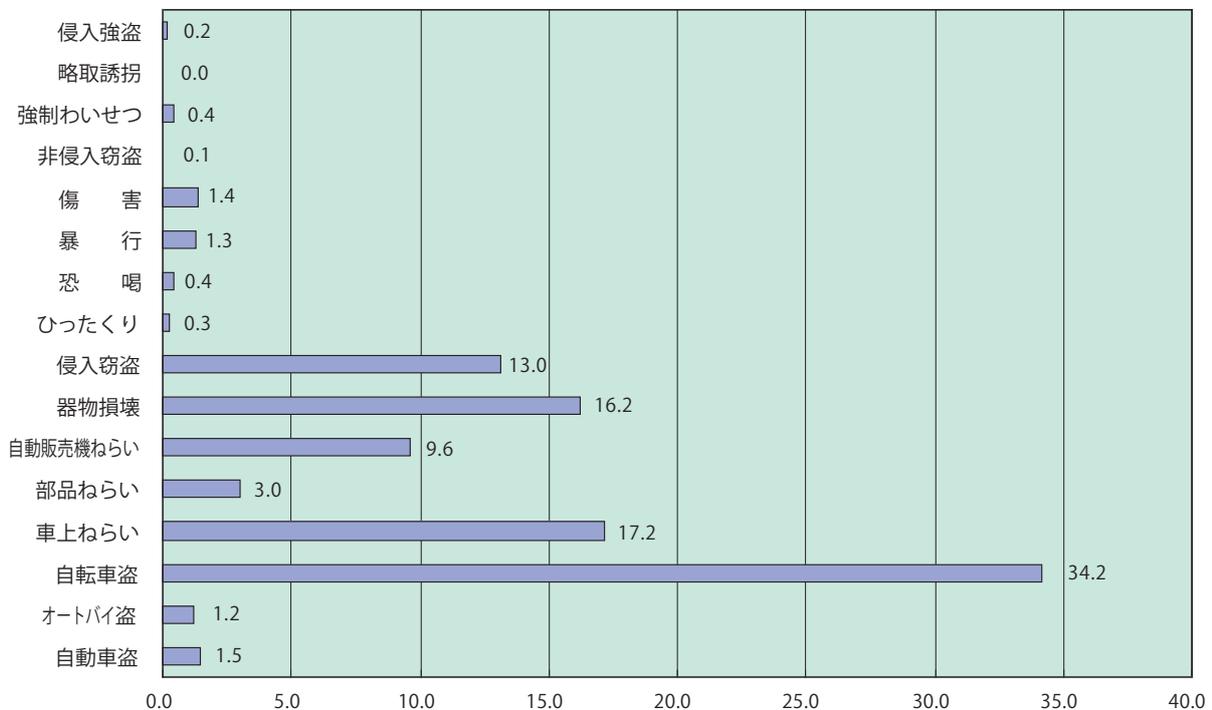
平成17年の街頭犯罪・侵入犯罪は8,892件で、  
刑法犯認知件数14,769件の約60%を占めます。

街頭犯罪とは、その名の通り、「街頭」イコール屋外で発生する犯罪をいいます。

主なものとして、「ひったくり」、自動車・オートバイ・自転車を盗む「乗り物盗」、車の中の金品を狙う「車上ねらい」、車両等の付属物を取り外して盗む「部品ねらい」、自動販売機ねらいなどがあります。

また、侵入犯罪とは、屋内、敷地内に侵入して行われる犯罪です。侵入する対象、手口等により、空き巣、事務所荒し、出店荒し、忍込み、金庫破りなどに分けられます。

街頭犯罪・侵入犯罪の発生状況(H17年の構成比)



街頭犯罪（屋外で発生する犯罪）のうち、一番多いのは、自転車（約34%）、自動車、オートバイを盗む“乗り物盗”、次いで車上ねらいです。

### 【街頭犯罪のワースト順位】

#### ワースト1位

自転車などを狙う  
「乗り物盗」



#### ワースト2位

車中の金品を狙う  
「車上ねらい」



#### ワースト3位

学校のガラス破壊やいたざら  
書き等の「器物損壊」



#### ワースト4位

住宅に侵入し金品を狙う  
「侵入窃盗」



### 3 住宅を対象とした侵入窃盗の状況（平成17年中）

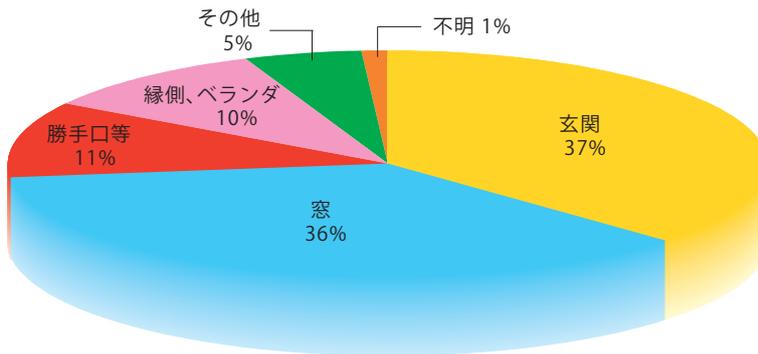
#### (1) 一戸建て住宅における侵入窃盗

##### ① 侵入口の状況

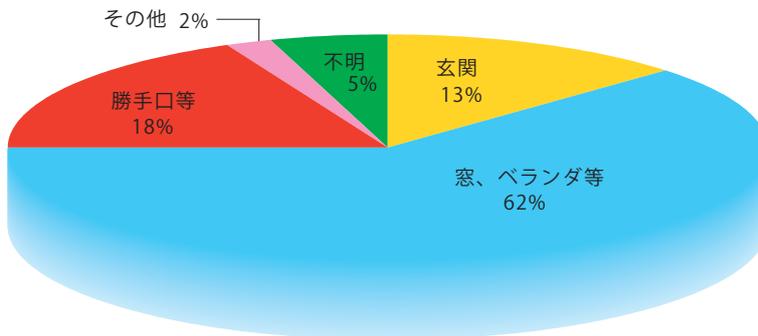
青森県の場合、次に記載している侵入方法別の状況でもわかるように、施錠をしていないケースが多いため、最も多い侵入口は、玄関の37%となっています。

全国的には玄関が13%であり、青森県は3倍にもなっている状況です。

##### ○ 青森県（平成17年）



##### ○ 全国（平成17年）

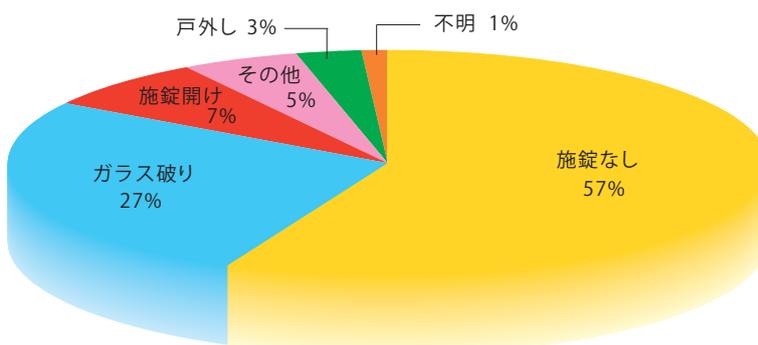


##### ② 侵入方法別の状況

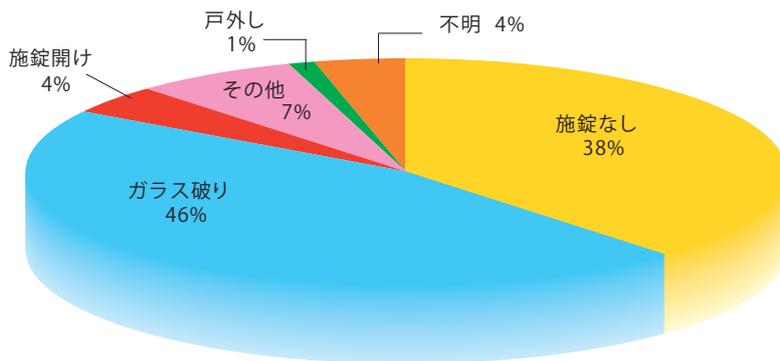
侵入方法は、その約6割が施錠なし（57%）で圧倒的に多い。

次に多いのが、ガラス破り（27%）となっています。

##### ○ 青森県（平成17年）



○ 全国 (平成17年)

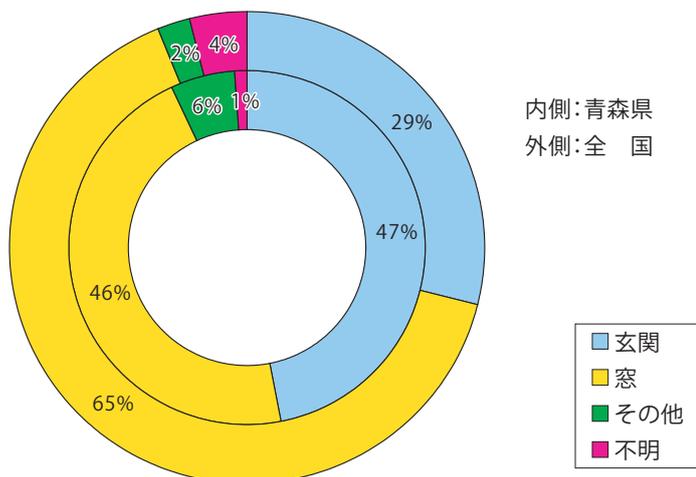


全国的にはガラス破りが多い。

(2) アパート等の共同住宅における侵入窃盗

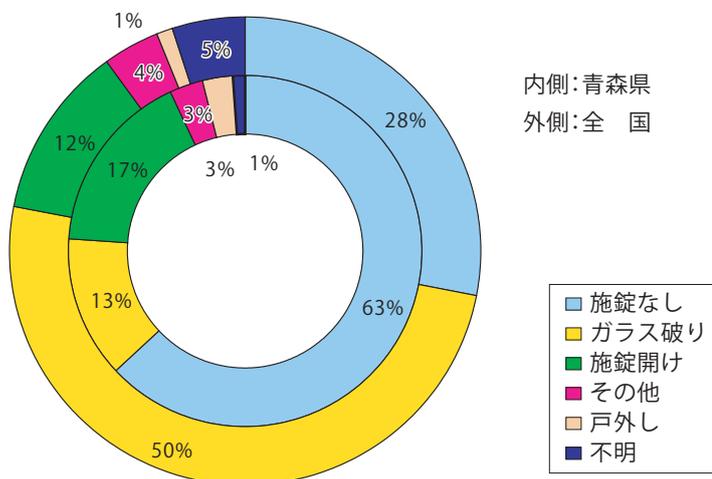
① 侵入場所別の状況

最も多い侵入場所は、玄関 (47%) 等の出入り口、次に多いのが、居室以外の窓やベランダ (46%) からの侵入となっています。



② 侵入方法別の状況

侵入方法は、一戸建て住宅と同様に**施錠なし**が多く、**63%**を占めています。次に多いのが、施錠開け (合い鍵や工具を使用) 17%となっています。



### 3 住宅における防犯対策（犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の概要）

住宅とは、「一戸建て住宅」と「共同住宅」をいいます。

#### 1 この指針における住宅とは…

○この指針における住宅とは、新築、既存、また、公営又は民営を問わず、次の住宅形態を対象とします。

- ① 一戸建て住宅…共同住宅以外の住宅
- ② 共同住宅…アパートやマンションなど、一棟に2世帯以上が独立して居住する構造となっている住宅（賃貸や分譲を問わない）

#### 2 住宅の防犯を考える際のポイント～「防犯環境設計」とは～

「防犯環境設計」とは、建築の物理的環境の設計により犯罪を予防することをいいますが、警察、行政、地域住民、事業者などによる防犯のための取組（防犯パトロール等）とを合わせて、総合的な防犯環境の形成を目指すものとして位置付けられます。

また、「防犯環境設計」の狙いは、侵入を企てる者が物理的にも心理的にも侵入しにくい環境を作ることであり、下記の4つの基本原則があります。

原則	ポイント	具体例
① 監視性の確保	・見通しを確保することで、地域住民の目が自然に届く環境をつくること	・玄関等における見通しを確保する ・死角をつくらない
② 領域性の確保	・住宅や住んでいる地域の維持管理状態を向上させ、侵入犯が入ってこない環境をつくる	・住民どおしの良好なコミュニケーション ・共同住宅におけるコミュニティ空間の整備
③ 対象物の強化	・住宅の設備などを破壊されにくいものとする	・玄関や勝手口等の施錠の強化や窓ガラスの強化
④ 接近の制限	・犯罪を行おうとする者の動きを制限し接近を妨げる	・敷地をフェンスで囲ったり、センサー設置などで侵入経路をせばめる

防犯環境設計が整った住宅

（ハード面）

警察、行政、地域の連携による  
防犯パトロールなどの取組

（ソフト面）

この家は  
手ごわいぞ



犯罪のない安全・安心まちづくり

### 3 一戸建て住宅における配慮事項

これまでの住宅の防犯対策は、鍵の強化が一般的に行われてきましたが、これでは不十分です。**ピッキング**などの新しい手口に応じた対策や、ガラス、サッシ、照明、セキュリティシステムの設置など、総合的な防犯対策が求められています。

ここでは、「一戸建て住宅」と「共同住宅」に分けて、皆さんの住まいのチェックポイントをご紹介します。

ぜひ、このパンフレットをもとに、あなたの家の防犯機能をチェックしてみてください。

#### ■住宅の配置

周囲からの見通しを確保することが基本です。見通しが確保できない場合は、侵入防止に有効な措置を講ずることが望めます。

#### ■主な箇所の防犯対策

##### ■塀、柵、垣根等

- 周囲からの見通しが確保された高さ又は構造とする
- 足場になりにくい構造

##### ■バルコニー

- 物置の屋根などを足場にして侵入されない位置に配慮する
- 支障がない範囲で見通しを確保した手摺りの設置

##### ■居室以外（浴室・トイレ等）の窓

- 周囲からの見通しが確保されている
- 侵入を防ぐため、面格子等の設置

##### ■カーポート等

- 高さを低くし、周囲からの見通しが確保されている

##### ■居室の窓

- 周囲からの見通しが確保されている
- 雨戸や窓シャッターの設置
- こじ破りが難しいガラスの設置
- 補助錠の設置

##### ■玄関、勝手口

- 周囲からの見通しが確保されている
- かんぬきが見えないドアの設置
- フンドアツーロック

##### ■その他

- 風除室を設置する場合は、内外を相互に見通せる構造とし、施錠可能な扉を設置することが望ましい。
- 玄関、駐車場に屋外照明を付け、また、駐車場の屋外照明にはセンサーライトを活用することが望ましい。



以下は、特に侵入経路となりやすい“玄関・勝手口”や“窓”の防犯対策です。

## ●玄関・勝手口の防犯対策

①玄関扉の錠は、ピッキング（※1）に強い錠を取り付けるほか、サムターン回し（※2）対策を行うことが望めます。

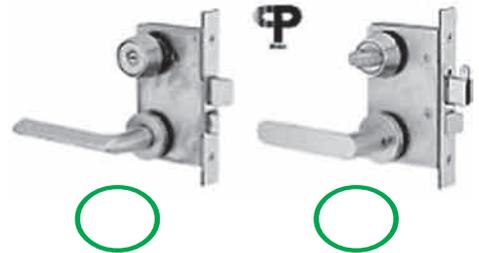
※1「ピッキング」とは、イラストのようにカギ穴に特殊な工具を差し込んで、錠シリンダー部分を操作し、不正に解錠する手口をいいます。



ピッキングに弱い円筒錠

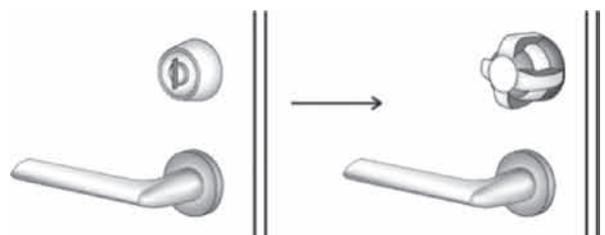


ピッキングに強い彫込箱錠



※2「サムターン回し」とは、針金・特殊工具を挿入してサムターンを回して解錠する手口です。

サムターン（ドア内側の施錠操作のためのつまみ）



対策：サムターンにカバーを付け、つまみが回らないようにします

## ②補助錠の設置

主錠の他に補助錠を付けると有効です。



## ③ガードプレートの取り付け

隙間からかんぬきが見えていると、ロックされているか、いないかが一目でわかり、こじ開けの対象となりやすいので、ガードプレートを取付くと有効です。



■ドアとドア枠の隙間から、狙われやすいドア

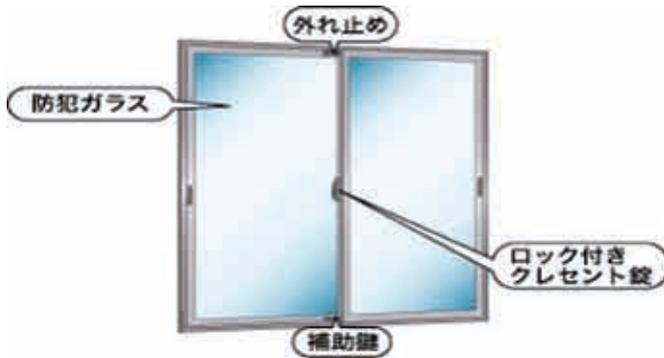
## ④頑丈なドア

ボールによるこじ開けなどに耐えられる丈夫な材質や構造のものが有効です。

## ●窓の防犯対策

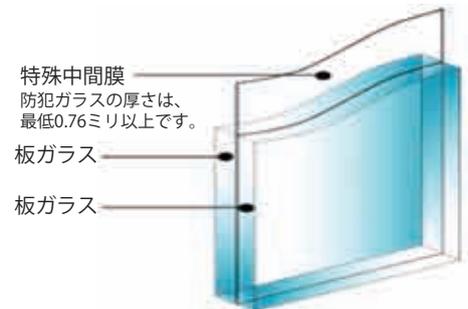
### ①錠付きクレセント等の取り付け

クレセントは、本来、サッシの密閉装置であり、施錠装置ではないことから、侵入防止対策を行うことが必要です。錠付きクレセントや補助錠を設置することが有効です。



### ③防犯ガラスの使用

破壊に強い防犯ガラスを使用することが有効です。



### ②面格子の設置

侵入が容易な位置にある窓(トイレや浴室の窓)は、防犯性能の高い面格子を付けることが有効です。



(面格子の設置例)

## 知っていますか！「防犯性能の高い建物部品」



「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議（警察庁、国土交通省、経済産業省、建物部品関連の民間団体で構成）」は、防犯性能試験を行い、窃盗犯の侵入を5分以上防ぎ防犯性能の高い建物部品を、ドア、ガラス、錠等の建物部品の種類ごとに「防犯性能の高い建物部品目録」として公表しています。

平成16年4月に警察庁より、防犯建物部品の目録が公表され、この評価を受けた製品には、PCマークを表示しています。（防犯性能試験については、引き続き実施されており、試験に合格した建物部品が次々に本目録に掲載されています。）

「防犯性能の高い建物部品目録」は、青森県警察本部（街頭犯罪等抑止対策室）のホームページ等を通じて見ることができます。

①青森県警察本部街頭犯罪等抑止対策室

<http://www.police.pref.aomori.jp/seianbu/seianki/gaihan/index.htm>

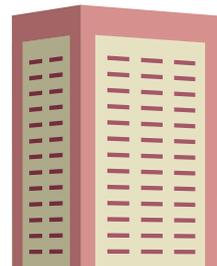
また、次にアクセスしてもご覧になれます。

②住宅情報提供協議会（住まいの情報発信局）<http://www.sumai-info.jp/bouhan/index.html>

③全国防犯協会連合会 <http://www.cp-bohan.jp/>

## 4 共同住宅（アパートやマンション等）における配慮事項

共同住宅については、共用空間における周囲からの見通しの確保と照明の確保が防犯上重要です。また、居住者のコミュニティ形成が促進されるように、共用部分（共用廊下・階段、エレベーターホール）の配置等に留意することが必要です。



### (1) 共用部分の配慮事項

#### ◆共用出入口

- 道路などからの見通しを確保
- 玄関の内側の照明設備は、概ね50ルクス以上の照度を確保し、その外側においては、概ね20ルクス以上の照度を確保
- 玄関扉は内外が相互に見通せるもので、オートロックシステム（※1）を導入

（図はオートロックシステムのイメージ）



#### ◆共用メールコーナー

- 管理人室等からの見通しの確保
- 照明設備は、概ね50ルクス以上の照度を確保
- メールボックスは施錠可能なもの

※1 オートロックシステム

共用玄関の外側と各住戸との間で通話可能なインターホンと連動し、共用玄関扉の「電気錠」を解錠することができるものをいい、電気錠とは、暗証番号、カードキーにより解錠される錠です。

#### ◆エレベーターホール

- 共用玄関のある階のエレベーターホールは、共用玄関又は管理人室からの見通しを確保
- 共用玄関のある階のエレベーターホールの照明設備は、概ね50ルクス以上の照度を確保
- その他の階のエレベーターホールの照明設備は、概ね20ルクス以上の照度を確保

（写真は見通しを確保したエレベーターホール）



#### ◆エレベーター

- 非常時に、かごの中から外部に連絡ができるインターホン等の装置の設置
- かご内の照明設備は、概ね50ルクス以上の照度を確保
- エレベーターホールからエレベーター内部が見通せる構造のある窓の設置
- 防犯カメラの設置

（写真は窓付きのエレベーター）



#### ◆共用階段・共用廊下等

- 屋内の共用階段は、周囲から見通しが確保された位置に配置し、階段室は共用廊下等に常時開放されたもの
- 共用廊下は、共用階段やエレベーターホール等からの見通しが確保され、死角を有しない配置又は構造
- 共用廊下・共用階段の照明設備は、概ね20ルクス以上の照度を確保

### ◆屋外駐車場・自転車置場等

- 周囲からの見通しを確保
- 照明設備は、概ね3ルクス以上の照度を確保
- 自転車又はオートバイの盗難防止に有効な装置の設置



(チェーン用バーラック)



(サイクルラック)

## (2) 専用部分の配慮事項

### ◆玄関

- 錠はピッキング等の不正解錠が困難なもので、かつ、補助錠の設置
- かんめきが外から見えない構造のドアの設置（ガードプレートの設置）
- 破壊が困難なドアの設置
- ドアスコープやドアチェーンの設置
- インターホンの設置



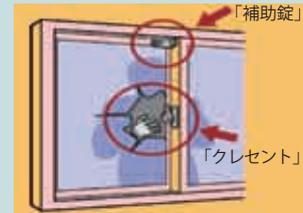
(二重ロックやインターホンが設置された玄関扉)

### ◆窓

- 共用廊下に接する窓については面格子の設置
- こじ破りが難しいガラスの設置
- 補助錠の設置



(共用廊下の面格子の設置例)



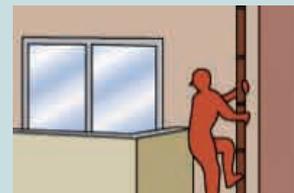
(補助錠の設置)

### ◆バルコニー

- 階段の手摺り等を利用した侵入が困難な位置に配置
- バルコニーの手摺りは、転落防止に配慮しつつ、周囲からの見通しに配慮



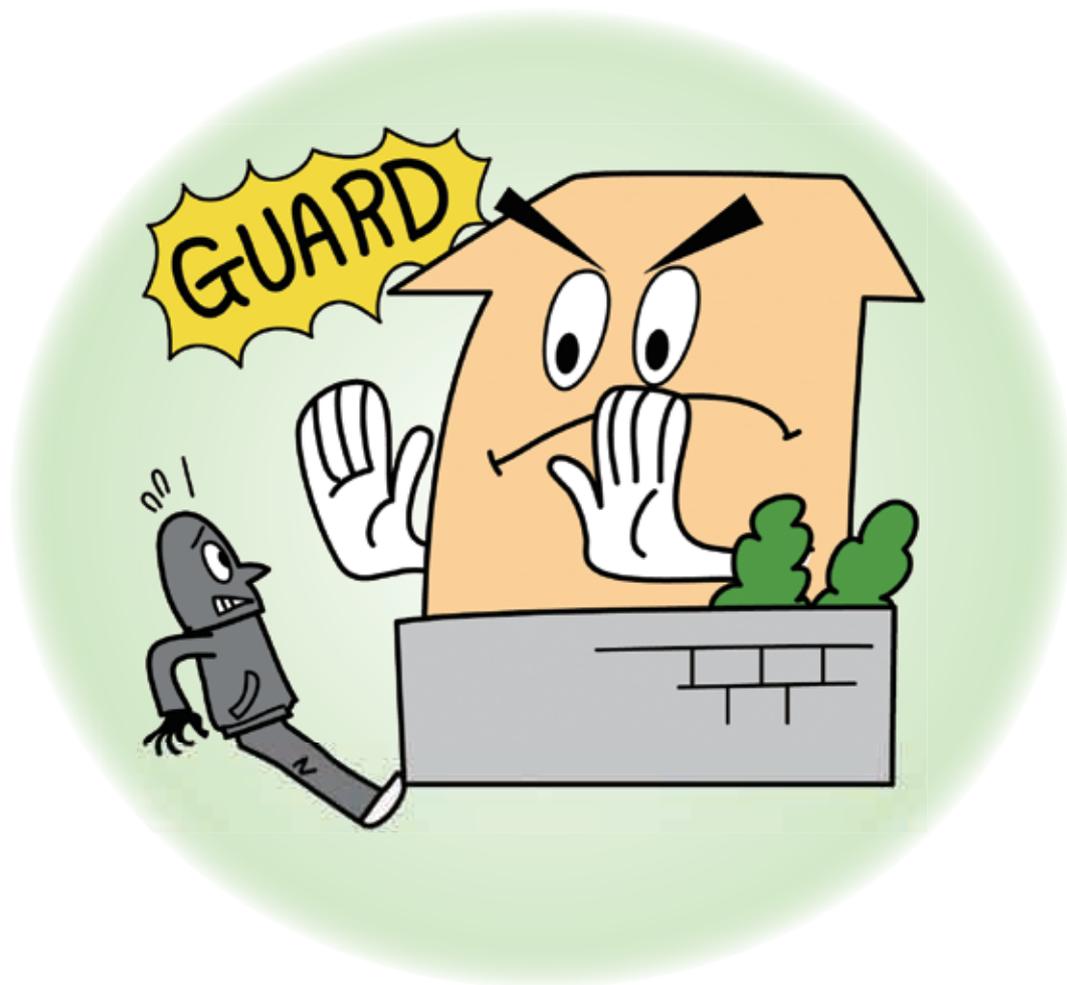
(1階裏手のバルコニーの窓から)



(雨樋をのぼって上階のバルコニーの窓から)

### ☞ [防犯上有効な照度]

- ①50ルクス以上とは、10メートル先の人の顔や行動が明確に識別できる程度の明るさ
- ②20ルクス以上とは、10メートル先の人の顔や行動が識別できる程度の明るさ
- ③3ルクス以上とは、4メートル先の人の行動等が視認できる程度の明るさ



参考

### 住宅の防犯に関する国等の取組

- 平成13年3月：国土交通省  
「共同住宅の防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅の設計指針」を策定
- 平成15年12月：犯罪対策閣僚会議（内閣総理大臣が主宰、メンバーは全閣僚）  
「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定  
（犯罪の発生しにくい住宅、道路等の環境づくりの推進）
- 平成16年10月：青森県県土整備部（整備企画課）  
「防犯に配慮した設計ガイドライン(住宅、道路等の防犯上の配慮事項を内容とした指針)」の策定

■青森県県土整備部整備企画課の“防犯に配慮した環境設計に関するページ”をご覧ください。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/skikaku/>

## 4 道路等における防犯対策（犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の概要）

道路等とは、「道路」、「駐車場」、「公園」をいいます。



### 1 道路における配慮事項

道路上で発生する犯罪は乗り物盗やひったくりなどで、刑法犯全体の10%近くとなっているほか、児童を狙う不審な声かけ事案が後を絶たない状況です。これらを防止するためには、犯罪を行おうとする者（犯罪企図者）が、被害対象者や対象物に近づきにくいよう、植栽などに配慮し、路上や沿道施設などからの見通しを確保することが必要です。

#### ■道路における防犯対策のポイント

防犯環境設計の考え方に基づき、以下の措置を講ずることが望まれます。

#### 👉 犯罪を行おうとする者を近づけない （接近の制御）

- ◆通学路や住宅地の道路は、交通安全等の観点からも必要な範囲において、犯罪を行おうとする者を近づけない措置を講ずる。

（左：歩道と車道が分離されていない道路は狙われやすい。バックなどは車道と反対側に持つように心がける必要があります。）



（写真右：車道と歩道を分離することで狙われにくい）

#### 👉 照明の確保

- ◆光害等に配慮しつつ、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。  
（※概ね3ルクス以上の平均水平面照度）

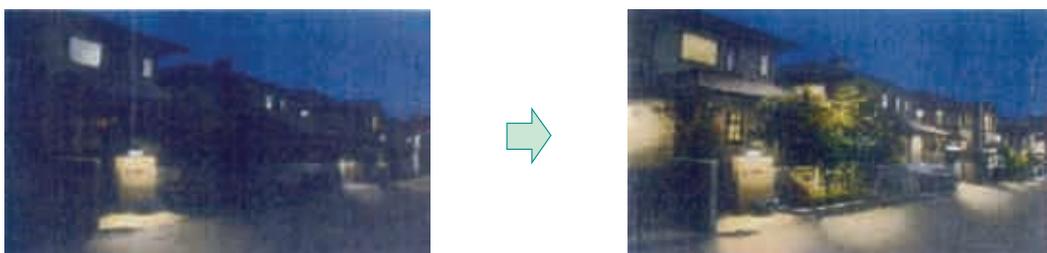


（青色防犯灯）

#### ※「概ね3ルクス以上の平均水平面照度」とは？

人の行動を視認できる程度以上の照度であり、4メートル先の人の姿、挙動などが確認できる程度以上の明るさをいいます。

なお、仮に路上が暗く、防犯灯等の増設が困難な場合には、沿道住民の理解と協力を得て、門灯や玄関灯等を活用することも一つの方法です。



住民の協力による照明の確保例



### 見通しの確保

◆道路は、植栽等に配慮し、路上や沿道施設などからの見通しを確保する。



(写真は道路の見通しをさえぎる樹木)

## 2 公園における配慮事項

公園内で発生する暴行、傷害、児童連れ去り事件、声かけ事案等を防止するため、犯罪を行おうとする者が、被害対象者や対象物に近づきにくいよう、周囲からの見通しを確保することが必要です。



### ■公園における防犯対策のポイント

防犯環境設計の考え方にに基づき、以下の措置を講ずることが望めます。



### 犯罪を行おうとする者を近づけない

(接近の制御)

◆公園内におけるオートバイ、自動車等を使った迷惑行為を防ぐため、公園の出入りに、車止めを設置する。



(公園の出入りに車止めを設置した例)



### 照明の確保

◆光害等に配慮しつつ、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。  
(概ね3ルクス以上の平均水平照度)



(公園灯の例)



### 見通しの確保

◆公園等の出入り口、通学路、児童の遊び場等は、その位置や植栽等に配慮し、周囲からの見通しが確保されたものとする。



(公園の安全点検)



(写真左：見通しが悪い公園入り口の植栽)

(改善後)

### 3 自動車駐車場における配慮事項

駐車場で発生する犯罪は、乗り物盗、車中の金品を盗む車上ねらい、車やオートバイの部品を盗む部品ねらい、車体に傷つけたりタイヤをパンクさせる器物損壊などで、刑法犯全体の25%と最も多い状況となっています。特に、自動車駐車場での犯罪を防止するため、犯罪を行おうとする者が、被害対象物に近づきにくいよう、次の点に配慮することが必要です。



駐車場は自動車及び自転車の駐車場ですが、ここでは自動車駐車場の防犯対策をご紹介します。

#### ■自動車駐車場における防犯対策のポイント

防犯環境設計の考え方に基づき、以下の措置を講ずることが望まれます。



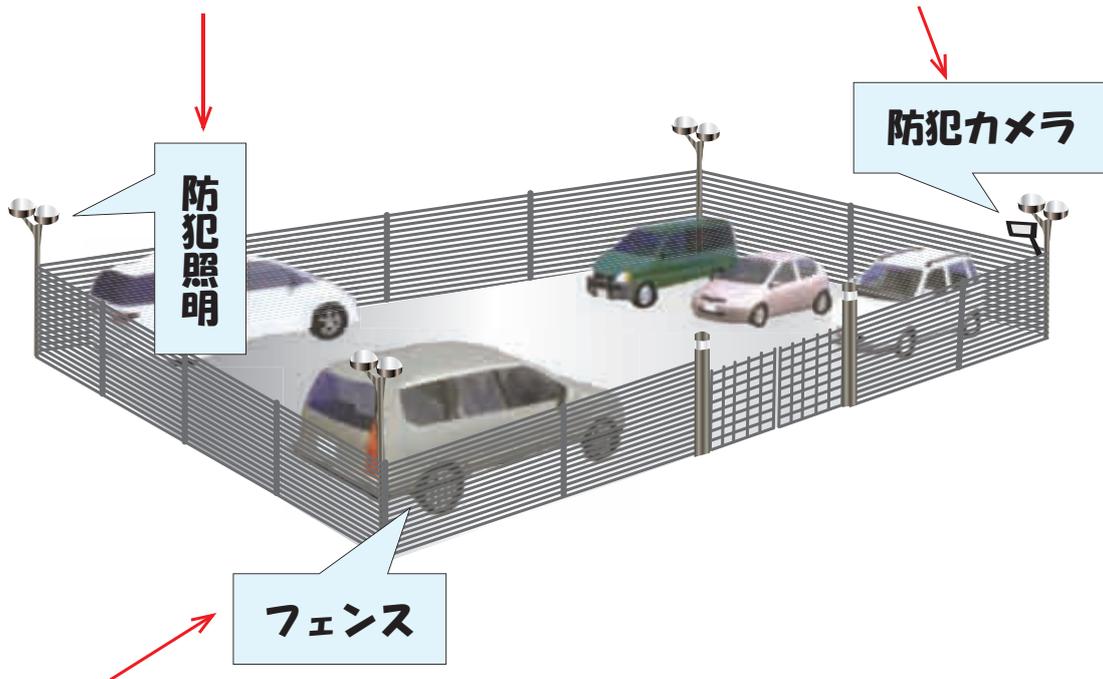
#### 照明の確保

- ◆光害等に配慮しつつ、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。  
(概ね3ルクス以上の平均水平面照度)



#### 見通しの確保

- ◆駐車場の形状や建物との位置関係等により、やむを得ず周囲からの見通しが確保されない場合は、ミラーや防犯カメラの設置等で見通しを補完する。



#### 犯罪を行おうとする者を近づけない (接近の制御)

- ◆周辺の状況等から、犯罪を行おうとする者の接近を制御する必要がある場合は、敷地周囲にフェンス(塀、柵等)を設置する。

#### ■望ましい屋内駐車場

概ねは、屋外駐車場と同じですが、次の点に留意してください。

- ①車両の出入りを管理し、構造上支障のない範囲において、見通しを確保する。
- ②人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。
- ③緊急通報装置や防犯カメラ等を設置する。

## 5 資料編

- 1 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例
- 2 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針
- 3 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

# 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 安全・安心まちづくりの推進に関する基本的施策

第1節 県民等の自主的な活動の促進（第9条）

第2節 児童等の安全の確保等（第10条－第14条）

第3節 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備（第15条－第19条）

第4節 防犯責任者の設置（第20条）

第3章 安全・安心まちづくりの推進のための施策の推進（第21条－第24条）

附 則

## 第1章 総 則

### （目 的）

**第1条** この条例は、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の形成に寄与することを目的とする。

### （定 義）

**第2条** この条例において「犯罪のない安全・安心まちづくり」とは、地域社会における県民、事業者及びこれらの者が組織する団体（以下「県民等」という。）による犯罪の防止のための自主的な活動並びに県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備をいう。

### （基本理念）

**第3条** 犯罪のない安全・安心まちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- ① 犯罪の防止の必要性に関する理解が深められるとともに、日常生活及び事業活動において自

らの安全は自らが守るという意識の高揚が図られること。

- ② 県民等による犯罪の防止のための自主的な活動が展開されることにより、互いに守り合い、支え合う地域社会が形成されること。
- ③ 県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に、連携し、及び協力すること。

### （県の責務）

**第4条** 県は、前条に定める安全・安心まちづくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全・安心まちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

### （県民の責務）

**第5条** 県民は、基本理念にのっとり、施錠の励行等による日常生活における安全の確保その他の安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### （事業者の責務）

**第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における安全の確保及び地域社会の一員としての安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくり

の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### (推進体制の整備)

- 第7条** 県は、県、市町村及び県民等が意見を交換し、及び相互に連携して安全・安心まちづくりを推進するための体制を整備するものとする。
- 2 警察署長は、その管轄区域において、県、市町村及び県民等が意見を交換し、及び相互に連携して安全・安心まちづくりを推進するための体制を整備しなければならない。

### (推進計画)

- 第8条** 知事は、安全・安心まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。
- 2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 安全・安心まちづくりの推進に関する目標
  - (2) 安全・安心まちづくりの推進に関する施策の方向
  - (3) その他安全・安心まちづくりの推進に関する重要な事項
- 3 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

## 第2章 安全・安心まちづくりの推進に関する基本的施策

### 第1節 県民等の自主的な活動の促進

- 第9条** 県は、県民等が行う安全・安心まちづくりに関する自主的な活動及び相互に連携した活

動を促進するため必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

- 2 県は、安全・安心まちづくりに関する活動を行う団体及びその指導者の育成に努めるものとする。

### 第2節 児童等の安全の確保等

#### (学校等における児童等の安全の確保)

- 第10条** 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び同法第82条の2に規定する専修学校の高等課程をいう。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（以下「学校等」という。）における児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）の安全の確保に関する指針を定めなければならない。
- 2 学校等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該学校等の施設内における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 県は、学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等の施設内における児童等の安全を確保するための対策の実施について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。
- 4 知事、教育委員会及び公安委員会は、第1項の指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前項の規定は、第1項の指針の変更について準用する。

#### (通学路等における児童等の安全の確保)

- 第11条** 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、通学、通園等の用に供される道路及び児童等が日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）における児童等の安全の確保に関する指針を定めなければならない。
- 2 学校等を管理する者、児童等の保護者、地域

住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、連携して、前項の指針に基づき、当該通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 前条第4項の規定は、第1項の指針の策定及び変更について準用する。

#### (児童等の安全に関する教育及び学習の振興)

**第12条** 県は、児童等が犯罪による被害を受けないようにするための教育及び学習の振興に努めるものとする。

#### (高齢者等の安全の確保)

**第13条** 県は、県民等が連携して取り組む地域における高齢者その他犯罪による被害を受けるおそれが高い者の安全を確保するための活動を促進するため必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

#### (観光旅行者の安全の確保)

**第14条** 県は、観光に関する事業を営む者と連携して、観光旅行者の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3節 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備

#### (犯罪の防止に配慮した住宅)

**第15条** 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めなければならない。

- 2 住宅を設計し、又は建築する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 県は、住宅を設計し、建築し、所有し、又は管理する者、住宅に居住する者等に対し、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等について

必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

- 4 第10条第4項の規定は、第1項の指針の策定及び変更について準用する。

#### (犯罪の防止に配慮した道路等)

**第16条** 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）の構造、設備等に関する指針を定めなければならない。

- 2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 第10条第4項の規定は、第1項の指針の策定及び変更について準用する。

#### (犯罪の防止に配慮した店舗)

**第17条** 銀行その他の金融機関で知事が定めるもの及び深夜（午後10時から翌日の午前5時までの時間をいう。）において小売業を営む者で知事が定めるものは、これらの店舗を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 警察署長は、その管轄区域において、前項の店舗を設置し、又は管理する者に対し、犯罪の防止に配慮した店舗の構造、設備等について必要な情報の提供、助言その他の措置を講じなければならない。

#### (盗難の防止に配慮した自動車等の普及)

**第18条** 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の販売を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造及び設備を有する自動車等並びに自動車等に係る盗難を防止するための装置の普及に努めなければならない。

- 2 県は、自動車等の販売を業とする者に対し、自

動車等に係る盗難を防止するために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

#### (盗難の防止に配慮した自動販売機の普及)

**第19条** 自動販売機の販売を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造及び設備を有する自動販売機の普及に努めなければならない。

- 2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、当該自動販売機について、盗難を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 県は、自動販売機の販売を業とする者及び自動販売機を設置し、又は管理する者に対し、自動販売機に係る盗難を防止するために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

### 第4節 防犯責任者の設置

**第20条** 事業者は、その実情に応じ、犯罪の防止に関する従業員への教育、犯罪の防止のための設備の維持管理等を行う責任者を置くよう努めなければならない。

## 第3章 安全・安心まちづくりの推進のための施策の推進

#### (安全・安心まちづくり旬間)

**第21条** 県民及び事業者の間に広く安全・安心まちづくりについての関心と理解を深めるため、安全・安心まちづくり旬間を設ける。

- 2 安全・安心まちづくり旬間は、4月21日から同月30日まで及び10月11日から同月20日までとする。
- 3 県は、安全・安心まちづくり旬間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

#### (啓 発)

**第22条** 県は、前条に定めるもののほか、県民及び事業者の安全・安心まちづくりについての関心と理解を深めるため、学習の機会の提供、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

#### (市町村への支援)

**第23条** 県は、市町村が安全・安心まちづくりの推進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

#### (財政上の措置)

**第24条** 県は、安全・安心まちづくりの推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成18年9月30日までの間における第10条第1項の規定の適用については、同項中「第7条第1項」とあるのは、「第7条」とする。

# 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

## 第1 通 則

### 1 目 的

この指針は、青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成18年青森県条例第2号）第15条第1項の規定に基づき、一戸建て住宅及び共同住宅（以下「住宅」という。）について、犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備等に関する基準等を示すことにより、防犯性の高い住宅の普及を図ることを目的とする。

### 2 基本的な考え方

- (1) この指針は、新築又は改修される住宅を対象とする。
- (2) この指針は、住宅を設計し、又は建築する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者に対し、防犯性の高い住宅を計画・設計する上で配慮すべき事項や、その具体化に当たって参考となる手法等を一般的に示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針が示す項目の適用に当たっては、
  - 周囲からの見通しと照明を確保する「監視性の確保」
  - 適切な維持管理とコミュニティ形成を図る「領域性の強化」
  - 犯罪企図者（注1）の動きを限定し、接近を妨げる「接近の制御」
  - 部材や設備等を破壊されにくいものとする「被害対象の強化・回避」
 という防犯に配慮した4つの基本原則について検討するほか、関係法令、施設計画上の制約、管理体制の整備状況、住民の要望等を踏まえるものとする。

- (4) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する事項

防犯性の高い住宅に関して配慮する事項は、次のとおりとする。

### 1 一戸建て住宅

- (1) 玄関

#### ア 配置

道路及びこれに準ずる通路からの見通しが確保された位置に配置し、見通しが確保されない場合は、門扉の設置やセンサーライト（注2）を設置するなど、侵入防止に有効な措置を講じる。

#### イ 玄関扉の構造

- (ア) 錠前部のこじ開けを防止するため、扉と扉枠の隙間からかんぬきが見えない構造又はガードプレート（注3）等を設置する。

- (イ) 玄関扉に明かり取り部、郵便受け等を設置する場合は、それを破るなどして手又は工具等を差し込み、サムターン回し（注4）が困難な構造とする。

- (イ) 玄関扉を引き戸にする場合は、ねじ締めり破りを防止するため、引き戸の隙間を覆う部材を使用する。

#### ウ 玄関扉の錠

- (ア) 破壊及びピッキング等による解錠が困難な構造（注5）とするため、彫込箱錠（注6）等の耐破壊性能を有し、かつピッキング（注7）が困難な構造のシリンダーを有するものを使用するとともに、主錠の他に補助錠を設置する。

(イ) カム送り解錠（注8）を防止するためには、錠ケース内部の不要な隙間を塞ぐ、又はシリンダーカラー（注9）と扉との隙間をなくしたものが有効である。

(ロ) サムターン回しを防止するには、指で回転させる以外は回転しづらい形状や回転角度を増やしたサムターン又はサムターン回し防止用カバー等を使用することが有効である。

(ハ) 外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ（注10）や錠の機能を補完するドアチェーンを設置する。

#### エ インターホン

外部との通話機能を有するインターホンを設置するものとし、その場合、玄関子機にTVカメラが装備され、内部のTVモニターで来訪者を確認、録画できるTV付きインターホンが有効である。

#### (2) 勝手口

##### ア 配置

道路又は近隣の住宅等、周囲からの見通しが確保された位置に配置し、見通しが確保されない場合は、勝手口付近にセンサーライトや門扉を設置するなど、勝手口への接近の制御に有効な措置を講じる。

##### イ 扉の構造

(ア) 錠前部のこじ開けを防止するため、扉と扉枠の隙間からかんぬきが見えない構造又はガードプレート等を設置する。

(イ) 勝手口扉に明かり取り部等を設置する場合は、それを破るなどして手又は工具等を差し込み、サムターン回しが困難な構造とする。

##### ウ 扉の錠

破壊及びピッキング等による解錠が困難な構造とするため、彫込箱錠等の耐破壊性能を有し、かつピッキングが困難な構造の

シリンダーを有するものを使用するとともに、主錠の他に補助錠を設置する。

#### (3) 風除室

玄関等に風除室を設置する場合は、透明なガラスを使用し、内外を相互に見通せる構造とするとともに、風除室の扉を施錠可能なものとする。

#### (4) 居室の窓

##### ア 配置

(ア) 居間や台所等の窓は、道路又は近隣の住宅等、周囲からの見通しが確保された位置に配置し、寝室の窓についても、プライバシーの確保上支障のない範囲において、周囲からの見通しを確保する。

(イ) 周囲からの見通しが確保されない場合は、道路から当該窓に至る通路や空地に扉又は柵を設置するほか、通路に玉砂利を敷いたり、当該窓付近にセンサーライトを設置するなど、当該窓付近への接近の制御に有効な措置を講じる。

##### イ 防犯性能の高い雨戸又は窓シャッター等の設置

(ア) 雨戸は、雨戸本体と雨戸枠が一体となったもの、雨戸枠の上下2箇所を外れ止め金具が設置されたものが有効である。

(イ) 窓シャッターは、シャッター部の板であるスラットと座板部（注11）の2箇所を外れ止め金具が設置されたものが有効である。

(ロ) 面格子を設置する場合は、防犯性能の高いものを設置する。

##### ウ 施錠装置等の設置

錠付きクレセント（注12）、止め金具等を設置し、施錠装置等を補完する設備として、異常を感知する防犯センサーを設置することも有効である。

##### エ 破壊が困難なガラス（注13）の使用

破壊が困難な合わせガラス又は合わせ複合

ガラス等を使用することが有効であり、ガラス破りの簡易対策としては、クレセント周辺に防護・強化フィルムを貼る。

#### (5) 居室以外の窓

##### ア 配置

便所、浴室等の窓は、プライバシーの確保上支障のない範囲において、道路又は近隣の住宅等、周囲からの見通しが確保された位置に配置し、見通しが確保されない場合は、道路から当該窓に至る通路や空地に扉又は柵を設置するなど、当該窓付近への接近の制御に有効な措置を講じる。

##### イ 防犯性能の高い面格子の設置

侵入が容易な位置にある窓は、防犯性能の高い面格子等を設置し、面格子の設置が困難な場合は、施錠装置の設置や破壊が困難なガラスを使用するなど、侵入防止に有効な措置を講じる。

#### (6) バルコニー

##### ア 配置

塀、縦樋等の屋外付帯設備、駐車場の屋根等の屋外付帯施設、隣接建物等から離れた位置に設置する。

##### イ 手摺り等の構造

手摺り又は腰壁は、転落防止、プライバシーの確保及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等からの見通しを確保する。

#### (7) 塀、柵又は垣等

ア 周囲からの見通しを確保するとともに、居室の窓やバルコニー等への侵入の足場とならないようにする。

イ 塀は、周囲からの見通しが確保された構造又は高さのものを使用する。

ウ 柵は、簡単に乗り越えられない高さの縦格子のものを使用する。

エ 垣は、すり抜けられないように繁茂の程度を考えて樹種を選定する。

オ 門扉は、扉の内外を見通せる構造で、施錠できるものとする。

カ 植栽は、植樹する位置、繁茂や枝振りの状況、見通し等に配慮するとともに、居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにする。

#### (8) 屋外照明

夜間における住宅への侵入等を抑制するため、玄関及び玄関以外の出入口、門、駐車場、庭等に屋外照明を設置する。また、建物の死角となる部分には、威嚇のためのセンサーライト等を設置する。

#### (9) 屋外付帯設備等

##### ア 屋外付帯設備の位置

冷暖房の室外機や縦樋等の屋外付帯設備は、居室の窓、バルコニー等への侵入の足場とならない位置関係にする。

##### イ 雪捨て場等とする堆雪空間等の位置

(ア) 堆雪空間を設置する場合は、堆雪時等に周囲からの死角の原因及び居室の窓への侵入の足場とならない位置関係にする。

(イ) 庇や駐車場、物置等の屋外付帯施設の屋根及び庭木の高木等は、居室の窓、バルコニー等への堆雪時等における侵入の足場とならない位置関係にする。

## 2 共同住宅

#### (1) 共用出入口

##### ア 見通しの確保

(ア) 道路等からの見通しが確保された位置に配置する。

(イ) 共用出入口に扉を設置する場合は、防災上支障のない範囲において、扉の内外を相互に見通せる構造とする。

(ウ) 周辺地域の状況や住宅の特性等から、特に住棟内への侵入を制御する必要性が高い場合は、オートロックシステム(注14)の導

入が有効である。この場合、居住者以外の侵入を制御する区域を明確にし、当該区域の出入口には自動施錠機能付きの扉を設置する。

#### イ 照明設備

(ア) 共用玄関付近の内側において、人の顔や行動を明確に識別できるように、床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度（注15）、その外側において、人の顔や行動を識別できるように、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

(イ) 共用玄関以外の共用出入口付近においては、人の顔や行動を識別できるように、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

#### ウ 共用メールコーナー

(ア) 共用玄関、エレベーターホール又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置する。

(イ) 照明設備は、人の顔や行動を明確に識別できるように、床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

(ウ) 郵便受箱は、施錠設備を装備したもの又は居住者等が南京錠を取り付けることが可能なものとする。共用玄関にオートロックシステムを導入する場合は、壁貫通型等とする。

#### (2) エレベーター

##### ア 連絡及び警報装置等

(ア) 犯罪発生等の非常時に、かご内から外部に連絡又は吹鳴することができる装置を設置する。

(イ) 周辺地域の状況や住宅の特性等から、特に住棟内への侵入を制御する必要性が高い場合は、防犯カメラの設置が有効である。この場合、かごの上又は管理人室等に記録装置を設置する。

(ウ) かご内には、防犯カメラの他に鏡を設置する。

#### イ 扉

エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓を設置する。

#### ウ エレベーターホール

共用玄関のある階のエレベーターホールは、共用玄関又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置し、構造上死角を生じる場合は防犯カメラを設置するなど、見通しを補完する対策を講じる。

#### エ 照明設備

(ア) エレベーターのかご内及び共用玄関のある階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔や行動を明確に識別できるように、床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

(イ) その他の階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔や行動を識別できるように、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

#### (3) 共用階段・共用廊下等

##### ア 屋外の共用階段

(ア) 手摺りや柵等の構造、材質等を工夫して、外部からの見通しを確保する。

(イ) バルコニーや庇等から侵入しにくい位置に配置することとし、バルコニー等に近接する場合は、手摺り等の上に面格子を設置するなどの措置を講じる。

##### イ 屋内の共用階段

(ア) 共用廊下、エレベーターホール等からの見通しを確保するように、死角を有しない配置・構造とする。

(イ) 各階において、階段室が共用廊下等に常時開放されたものとする。

##### ウ 共用廊下

(ア) 共用階段やエレベーターホール等からの見通しを確保するように、死角を有しない配置・構造とする。

(イ) 避難計画上支障のない範囲において、必要な箇所に面格子又は柵を設置するなど、犯罪企図者の接近の制御に有効な措置を講じる。

#### エ 照明設備

人の顔や行動を識別できるように、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

#### オ 屋上

(ア) 屋上に通じる共用階段の出入口等に扉を設置し、当該扉は、内外を見通せる構造とするとともに、錠の設置又は施錠可能なものとする。

(イ) 避難計画上支障のない範囲において、必要な箇所に面格子又は柵を設置するなど、犯罪企図者の接近の制御に有効な措置を講じる。

#### (4) 駐車場・自転車駐輪場等

##### ア 見通しの確保

道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置し、構造上周囲からの見通しの確保が困難な場合は、防犯カメラを設置するなど、見通しを補完する対策を講じる。

##### イ 照明設備

(ア) 人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

(イ) 屋内の場合は、人の顔や行動を識別できるように、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

##### ウ 自転車・オートバイの盗難防止措置

駐輪場は、チェーン用バーラック（注16）、サイクルラック（注17）等を設置するなど、

自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置を講じる。

#### (5) 通路・広場・緑地等

##### ア 見通しの確保

道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置し、周辺住民に開放する場合は、動線が集中する道路又は通路沿いに広場、児童遊園等を設置する。

##### イ 照明設備

人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

##### ウ ゴミ置場

道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置し、他の部分と塀、施錠可能な扉等で区画する。

##### エ 塀、柵又は垣等

(ア) 周囲からの見通しを確保するとともに、住戸の窓等への侵入の足場とならないようにする。

(イ) 塀は、周囲からの見通しが確保された構造又は高さのものを使用する。

(ウ) 柵は、簡単に乗り越えられない高さの縦格子のものを使用する。

(エ) 垣は、すり抜けられないように繁茂の程度を考えて樹種を選定する。

(オ) 門扉は、扉の内外を見通せる構造で、施錠できるものとする。

(カ) 植栽は、植樹する位置、繁茂や枝振りの状況、見通し等に配慮するとともに、居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにする。

##### オ 雪捨て場等とする堆雪空間の位置

堆雪空間を設置する場合は、堆雪時等に周囲からの死角の原因及び居室の窓への侵入の足場とならない位置関係にする。

## (6) 住戸の玄関

## ア 玄関扉の材質・構造

材質をスチール製等の破壊が困難なものとし、錠前部のこじ開けを防止するため、扉と扉枠の隙間からかんぬきが見えない構造のもの又はガードプレート等を設置する。

## イ 玄関扉の錠

(ア) 破壊及びピッキング等による解錠が困難な構造とするため、彫込箱錠等の耐破壊性能を有し、かつピッキングが困難な構造のシリンダーを有するものを使用するとともに、主錠の他に補助錠を設置する。

(イ) カム送り解錠を防止するためには、錠ケース内部の不要な隙間を塞ぐ、又はシリンダーカラーと扉との隙間をなくしたものが有効である。

(ウ) サムターン回しを防止するには、指で回転させる以外は回転しづらい形状や回転角度を増やしたサムターン又はサムターン回し防止用カバー等を使用することが有効である。

## ウ ドアスコープ・ドアチェーン

(ア) 外部の様子を見通すことが可能なドアスコープや錠の機能を補完するドアチェーンを設置する。

(イ) ドアチェーン及びドアガード(注18)の材質は、破壊が困難なものとする。

## エ インターホン

(ア) 外部との通話機能を有するインターホンを設置するものとし、管理人室がある場合、住戸内と管理人室との間で通話可能な機能等を有するものが有効である。

(イ) オートロックシステムを導入する場合は、住戸内と共用玄関外側との間で通話可能な機能及び共用玄関扉の電気錠を住戸内から解錠する機能を有するものとする。

## (7) 住戸の窓

## ア 共用廊下に面する住戸の窓

共用廊下に面する侵入のおそれがある窓、接地階の住戸の窓のうちバルコニーに面していない窓等は、破壊及び取り外しが困難な材質・構造の面格子、錠付きクレセント又は補助錠を設置するなど、侵入防止に有効な措置を講じる。

## イ バルコニーに面する住戸の窓

侵入のおそれがある窓は、避難計画上支障のない範囲において、錠付きクレセント又は補助錠を設置するなど、侵入防止に有効な措置を講じる。

## (8) バルコニー

## ア 配置

縦樋、共用階段・共用廊下、隣接建物の共用階段等から離れた位置に設置することとし、やむを得ずこれらに近接し、外部から侵入のおそれがある場合は、避難計画上支障のない範囲において、面格子等を設置するなど、侵入防止に有効な措置を講じる。

## イ 手摺り等の構造

手摺り又は腰壁は、転落防止、プライバシーの確保及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等からの見通しを確保する。

## ウ 接地階のバルコニー

住戸のプライバシーの確保上支障のない範囲において、周囲の道路等からの見通しを確保する。

- (注1)「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。
- (注2)「センサーライト」とは、夜間において人の動き等を感知して点灯するライトをいう。
- (注3)「ガードプレート」とは、錠のかんぬき（デッドボルト）部分が見えないように、扉と扉枠との隙間を隠すためのカバーをいう。
- (注4)「サムターン」とは、扉内側（室内側）の解錠操作をするためのつまみをいい、「サムターン回し」とは、鍵を使用せず、扉に取り付けてある郵便受を破壊して手を入れるやり方、あるいはドアスコープやドアノブを取り外したり、扉と扉枠との隙間から針金や特殊な工具等を挿入するやり方等で、サムターンを回して解錠する侵入手口をいう。
- (注5)「破壊及びピッキング等による解錠が困難な構造」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」による防犯性の試験に合格した「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された錠、シリンダー及びサムターンをいう。
- (注6)「彫込箱錠」とは、錠の機構が入った箱形のケースをドア材の中に彫り込むタイプで、ノブと鍵穴が別々になっており、外側からは鍵、内側からはサムターンを回して施解錠するものをいう。
- (注7)「ピッキング」とは、錠前のシリンダー（鍵穴周辺の円筒）部分に特殊な工具等を差し込んで解錠する侵入手口をいう。
- (注8)「カム送り解錠」とは、特殊な工具等を用いて錠シリンダーを迂回し、直接錠ケース内部に働きかけてかんぬき（デッドボルト）を作動させ解錠する侵入手口をいう。
- (注9)「シリンダーカラー」とは、鍵穴の周りのリング状の部品をいう。
- (注10)「ドアスコープ」とは、扉を開けずに室内から来訪客を確認でき、外部を見通すことが可能な防犯用の広角レンズをいう。
- (注11)「スラット」とは、シャッターカーテンを構成する鋼製の部材をいう。「座板部」とは、スラットの最下部に取付けられる部材をいう。
- (注12)「錠付きクレセント」とは、本来、サッシの密閉装置である施錠装置のないクレセントに、施錠機能を持たせたものをいう。
- (注13)「破壊が困難なガラス」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」による防犯性の試験に合格した「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されたガラスをいう。
- (注14)「オートロックシステム」とは、集合玄関の外側と各住戸との間で通話可能なインターホンと連動し、集合玄関扉の「電気錠」を解錠することができるものをいい、「電気錠」とは、暗証番号、カードキーにより解錠される錠をいう。
- (注15)「平均水平面照度」とは、床面又は地面における平均照度をいう。
  - (1) 50ルクス以上の平均水平面照度とは、10メートル先の人の顔や行動を明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいう。
  - (2) 20ルクス以上の平均水平面照度とは、10メートル先の人の顔や行動を識別でき、誰であるかわかる程度以上の照度をいう。
  - (3) 3ルクス以上の平均水平面照度とは、4メートル先の人の挙動や姿勢等を識別できる程度以上の照度をいう。
- (注16)「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒（バー）をいい、これと自転車・オートバイ等をチェーン錠で結ぶことにより、盗難防止に有効な構造のものをいう。
- (注17)「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。
- (注18)「ドアガード」とは、室内から扉を僅かに開けて、来訪者を確認するときに使用する防犯金具をいう。

# 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

## 第1 通 則

### 1 目 的

この指針は、青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成18年青森県条例第2号）第16条第1項の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した道路等の構造及び設備等に関する基準等を示すことにより、防犯性の高い道路等の普及を図ることを目的とする。

### 2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等を設置し、又は管理する者に対し、防犯性の高い道路等を計画・設計する上で配慮すべき事項や、その具体化に当たって参考となる手法等を一般的に示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針が示す項目の適用に当たっては、
  - ① 周囲からの見通しと照明を確保する「監視性の確保」
  - ② 適切な維持管理とコミュニティ形成を図る「領域性の強化」
  - ③ 犯罪企図者（注1）の動きを限定し、接近を妨げる「接近の制御」
  - ④ 部材や設備等を破壊されにくいものとする「被害対象の強化・回避」
 という防犯に配慮した4つの基本原則について検討するほか、関係法令、施設計画上の制約、管理体制の整備状況、住民の要望等を踏まえるものとする。

- (4) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する事項

防犯性の高い道路等に関して配慮する事項は、次のとおりとする。

### 1 道 路

- (1) 見通しの確保

#### ア 路上における見通しの確保

路上における見通しを確保することは、防犯上有効であることから、道路構造物や道路付属物等の設計、道路占有物及び植栽の設置等に当たっては、周囲からの見通しを確保する。

#### イ 植栽に係る見通しの確保

- (ア) 植栽の樹種と配置

通行人や周辺住民等からの視線の高さを考慮して樹種を選定、配置するとともに、道路灯、防犯灯等による照明の確保を妨げないように配置する。

- (イ) 植栽の繁茂の管理

枝葉が繁茂して周囲からの見通しや照明の確保を妨げないように適時点検するとともに、必要に応じて剪定等の管理を行う。

#### ウ 沿道施設等からの見通しと自然な視線の確保

- (ア) 道路に面した塀、柵、又は垣等

相互に見通しが確保されるような構造、高さにする。

- (イ) 住宅、店舗からの自然な視線の確保

住宅については、道路に対して居住者の自然な視線が確保されるように、道路に面

した位置に居室の窓を配置する。店舗についても内外の見通しを確保する。

## (2) 照明の確保

### ア 路上における照明の確保

夜間等の時間帯による利用状況や光害(注2)に配慮しつつ、道路灯、街路灯、防犯灯等を適切に組み合わせ、極端な明暗が生じないようにし、夜間における人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度(注3)を連続して確保する。

### イ 沿道施設による照明の確保

公園灯の設置状況等に応じ、夜間における人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

## (3) 犯罪企図者の接近の制御

### ア 通学路等における接近の制御

犯罪企図者が歩行者に接近して犯行する路上犯罪については、交通安全の観点からも必要な範囲において、歩道や植栽、防護柵等を設置するなど、犯罪企図者の接近の制御に有効な措置を講じる。

### イ 通過交通の抑制による接近の制御

学校の周辺市街地や住宅地等における交通量や速度の抑制は、犯罪企図者の動きを限定し、接近や逃走を妨げる上で有効である。

## (4) 地下道等

地下道等(注4)、構造上周囲からの見通しが確保できない道路においては、カーブミラーを設置するなど、見通しを補完する対策を講じることとし、危険を外部に知らせるためには、防犯ベル、赤色回転灯等の緊急通報装置の設置が有効である。

エレベータを設置する場合は、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の第2の2(2)を参照するものとする。

## 2 公園等

### (1) 見通しの確保

#### ア 公園等に係る見通しの確保

#### (ア) 出入口等における見通しの確保

公園、児童遊園、広場等(以下「公園等」という。)の出入口及び公園等に付属する自動車駐車場、自転車駐輪場等は、周囲の道路又は住宅等からの見通しを確保する。

#### (イ) 主要な園路における見通しの確保

通学路や通勤路等に利用される主要な園路(以下「主要な園路」という。)は、その位置や植栽等に配慮して見通しを確保する。当該園路の整備に当たっては、周辺環境や管理体制等を踏まえ、特定の園路に動線が集中するように配置する。

エレベータを設置する場合は、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の第2の2(2)を参照するものとする。

#### (ウ) 児童の遊び場における見通しの確保

児童の遊び場は、その位置や植栽等に配慮し、周囲の道路、主要な園路又は住宅等からの見通しを確保する。遊具の整備に当たっては、できる限り死角の原因とならないように配置する。

#### イ 植栽に係る見通しの確保

#### (ア) 植栽の樹種と配置

繁茂により死角が生じないよう高木と低木をバランス良く配置して、視線の高さにおける見通しを確保するとともに、公園灯等による照明の確保を妨げないように配置する。

#### (イ) 植栽の繁茂の管理

枝葉が繁茂して主要な園路、児童の遊び場等の周辺における見通しや照明の確保を妨げないよう適時点検するとともに、必要に応じて剪定等の管理を行う。

## (2) 照明の確保

## ア 公園等における照明の確保

夜間等の時間帯による利用特性及び管理体制、周辺状況等を踏まえつつ、公園灯を適切に組み合わせ、夜間における人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を連続して確保する。

## イ 公園等の周囲の道路における照明の確保

光害に配慮しつつ、道路灯、公園灯、防犯灯等を適切に組み合わせ、夜間における人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を連続して確保する。

## (3) 犯罪企図者の接近の制御

## ア 公園内への接近の制御

公園等は、周囲に対して開放的にすることが基本であるが、公園の特性や規模、周辺状況等から、夜間等の時間帯において管理上利用を制限する必要がある場合は、植栽や柵、門扉等を設置するなど、犯罪企図者の接近の制御に有効な措置を講じる。

## イ 周囲の住宅等への接近の制御

公園等の周囲の住宅等においては、公園等から接近する場合があることから、公園の利用特性や周辺状況等を踏まえつつ、敷地境界への植栽や柵等を設置するなど、犯罪企図者の接近の制御に有効な措置を講じる。

## (4) 公衆便所

## ア 位置

周囲の道路、公園の出入口、主要な園路等から近い場所等、周囲からの見通しが確保された位置に配置する。

## イ 照明の確保

公衆便所の出入口付近及び内部は、人の顔や行動を明確に識別できるように、床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照

度を確保する。

## ウ 緊急通報装置の設置

危険を外部に知らせるためには、防犯ベル、赤色回転灯等の緊急通報装置の設置が有効である。

## 3 駐車場・駐輪場

## (1) 屋外駐車場

## ア 見通しの確保

(ア) 屋外に設置される駐車場（以下「屋外駐車場」という。）は、道路等からの見通しが確保された位置に配置し、塀、柵又は垣等を設置する場合は、周囲からの死角の原因とならないようにする。

(イ) 屋外駐車場の形状や建物との位置関係等により周囲からの見通しが確保されない場合は、ミラーや防犯カメラを設置するなど、見通しを補完する対策を講じる。

## イ 屋外照明の確保

屋外駐車場の照明は、夜間等の時間帯による利用状況や光害に配慮しつつ、夜間における人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

## ウ 犯罪企図者の接近の制御

立地条件や周辺状況等から犯罪企図者の接近を制御する必要がある場合は、敷地周囲に道路等からの見通しに配慮した塀、柵又は垣等を設置するなど、接近の制御に有効な措置を講じる。

## (2) 屋内駐車場

## ア 車両の出入管理

屋内及び地下に設置される駐車場（以下「屋内駐車場」という。）の出入口は、管理人の配置又は自動ゲート管理システム等を設置するなど、車両の出入りを管理することが有効である。

## イ 見通しの確保

構造上支障のない範囲において、駐車場内部の見通しを確保するとともに、外部から駐車場内部を見通すことが可能となる開口部を確保することとし、周囲からの見通しが困難な場合は、防犯カメラを設置するなど、見通しを補完する対策を講じる。

エレベータを設置する場合は、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の第2の2(2)を参照するものとする。

## ウ 照明の確保

屋内駐車場における駐車のために供する場所は、人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

## エ 緊急通報装置や防犯カメラ等の設置

非常時において押しボタン等により外部に通報又は吹鳴する緊急通報装置及び周囲からの自然な視線や管理人の監視を補完するための防犯カメラ等の設置が有効である。

## (3) 駐輪場

## ア 見通しの確保

(ア) 駐輪場は、道路等からの見通しが確保された位置に配置し、塀、柵又は垣等を設置する場合は、周囲からの死角の原因とならないようにする。

(イ) 駐輪場の形状や建物との位置関係等により周囲からの見通しが確保されない場合は、ミラーや防犯カメラを設置するなど、見通しを補完する対策を講じる。

(ウ) 屋内に設置する場合は、構造上支障のない範囲において、駐輪場内部の見通しを確保するとともに、外部から駐輪場内部を見通すことが可能となる開口部を確保することとし、周囲からの見通しが困難な場合は、防犯カメラを設置するなど、見通しを

補完する対策を講じる。

エレベータを設置する場合は、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の第2の2(2)を参照するものとする。

## イ 犯罪企図者の接近の制御

(ア) 駐輪場は、チェーン用パーラック(注5)、サイクルラック(注6)等を設置するなど、自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置を講じる。

(イ) 計画地の条件や周辺状況等から犯罪企図者の接近を制御する必要がある場合は、駐輪場外周に道路等からの見通しに配慮した塀、柵又は垣等を設置するなど、接近の制御に有効な措置を講じるものとする。

## (ウ) 照明の確保

夜間等の時間帯による利用状況や光害に配慮しつつ、人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

## (イ) 緊急通報装置等の設置

非常時において押しボタン等により外部に通報又は吹鳴する緊急通報装置及び周囲からの自然な視線や管理人の監視を補完するための防犯カメラ等の設置が有効である。

- (注1)「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。
- (注2)「光害」とは、不適切又は過剰な照明によって引き起こされる障害のことをいい、次のような例があげられる。
- (1) 農作物の成長に影響を及ぼす。
  - (2) 信号等の視認性を低下させ、交通安全に支障を生じる。
  - (3) 歩行者に不快感を与え、(極端な明暗により)防犯上の安全性を損なう。
  - (4) 居住者の安眠やプライバシーに影響を与える。
- (注3)「平均水平面照度」とは、床面又は地面における平均照度をいう。
- (1) 50ルクス以上の平均水平面照度とは、10メートル先の人の顔や行動を明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいう。
  - (2) 20ルクス以上の平均水平面照度とは、10メートル先の人の顔や行動を識別でき、誰であるかわかる程度以上の照度をいう。
  - (3) 3ルクス以上の平均水平面照度とは、4メートル先の人の挙動や姿勢等を識別できる程度以上の照度をいう。
- (注4)「地下道等」とは、地下道の他ガード下等の人車が通行する道路をいう。
- (注5)「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒(バー)をいい、これと自転車・オートバイ等をチェーン錠で結ぶことにより、盗難防止に有効な構造のものをいう。
- (注6)「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。

# みんなで作る安全・安心まちづくり のための防犯指針

～「住宅」と「道路等(道路、公園、駐車場)」における防犯対策～



犯罪のない安全・安心まちづくり  
シンボルマーク



編集・発行 環境生活部 県民生活文化課

〒030-8570  
青森市長島1丁目1-1 県庁北棟7階  
TEL 017-734-9208 (直通)  
FAX 017-734-8046

■青森県のホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/>

■青森県安全・安心まちづくりホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/anzenansin/>